

2013 年 7 月 17 日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

イスラエル 24 時間ルールに関するご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

5 月 21 日付でご連絡申し上げました、2013 年 7 月 1 日導入開始のイスラエル向け貨物の事前申告制度(イスラエル 24 時間ルール)につきまして、イスラエル税関当局より対象貨物の変更が発表されましたので、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1. 対象貨物

イスラエルを通過する貨物のみ

※イスラエル揚げの貨物については適用除外。

今回新たに 24 時間ルールの対象となる日本発貨物は以下の通りです。

・UAM 航路に船積みする Alexandria(El Dikheila),EG 揚げ貨物

※ABX/UAM 航路の Ashdod 以降のその他の揚げ港も対象となりますが、既に EU 並びにトルコ 24 時間ルールの対象地域のため、新たに追加で提出頂く情報はございません。

2. CY CUT 日について

東京/大阪にて UAM 航路に船積みする対象貨物は、CUT 日が入港 3 営業日前に前倒しとなります。

その他の情報は前回のご連絡より変更ございません。

お問い合わせ先: マーケティンググループ 欧州トレード担当 (Tel :03-3587-7133)
または、弊社各営業担当までお願いいたします。

以上